

内灘町における「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する主要計画一覧」

| 市町の上位計画 | | ※健康増進事業実施者として立案する計画(健康保険法、国民健康保険法、共済組合法、労働安全衛生法、市町村(母子保健法・介護保険法)、学校保健法) | | | |
|---|---|--|---|---|--|
| 第5次総合計画H28～R7 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 R2.3月策定 (総合計画・長期進行計画等) | | 健康づくり計画 うちなだ健康プラン21(第3次) (健康日本21・健康増進計画) | 第3期特定健診・特定保健指導 実施計画 (第3期国保保健事業実施計画と一体的に作成) | 第3期国民健康保険保健事業 実施計画 (第3期データヘルス計画) | 第8期内灘町介護保険事業計画 ・老人福祉計画 (介護保険事業(支援)計画) |
| 根拠法等 | 地方自治法2011改正 市町村基本構想の策定義務廃止 H26.11月制定 まち・ひと・しごと創生法第10条 H26.12月閣議決定 まち・ひと・しごと総合戦略市町村基本構想 | 健康増進法 第8条、第9条 第6条 健康増進事業実施者※ | 高齢者の医療の確保に関する法律 第19条 | 国民健康保険法 第82条 | 老人福祉計画:老人福祉法第20条の8 介護保険事業計画:介護保険法第116～118条 介保法第117条の6で一体に定めるよう規定 まち・ひと・しごと総合戦略に位置づけ |
| 基本的な考え方 | <p>【基本理念】 心豊かで、思いやりあふれるまち～ひとの輝き～ 安全・安心で、賑わいのあるまち～まちの輝き～ 緑と水に抱かれた、自然豊かで環境にやさしいまち～自然の輝き～</p> <p>【基本方針】 1 豊かな自然とともに、快適に暮らせるまちづくり 2 みんなで支え、安全で安心して健やかに暮らせるまちづくり 3 豊かな心と個性があふれ、みんなが輝くまちづくり 4 地域の魅力を活かし、活力と交流が生まれるまちづくり 5 絆を深め、みんなが活躍できるまちづくり </p> | <p>【基本理念】 町民一人ひとりが、心身共にいきいきと暮らせるまち～みんなで楽しくはじめよう うちなだ健康づくり～</p> <p>【基本方針】 1 特定健診状況や生活習慣の実態を踏まえた取組の推進 2 生活習慣を身につける健康教育の実施 </p> | <p>*生活習慣改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め糖尿病等の発症や重症化を抑え、通院・入院患者を減らせるならば国民生活の質の維持及び向上を図りつつ、医療費嵩高(率)抑制が可能となる。</p> <p>*特定健康診査は糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化予防を目的としてメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣改善のための特定保健指導を、必要とする対象者を的確に抽出するために行う。</p> | <p>*生活習慣病対策や被保険者の自主的健康増進及び疾病予防の取り組みについて、被保険者が、支援の中心となり、被保険者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業の展開を目指す</p> | <p>【基本理念】 内灘町でいつまでも自分らしく、互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す (基本目標Ⅰ) 生きがいづくりによる社会参加を促進し、健康づくりと介護予防を一体的に進める 方針1：生きがいづくりの促進 方針2：健康づくりと介護予防の推進 (基本目標Ⅱ)</p> |
| 対象 | <h3>上位計画と一体的位置づけ</h3> <p>☆最上位計画 第五次内灘町総合計画</p> <p>□第2次うちなだ健康プラン</p> <p>□第2期内灘町国民健康保険保健事業実施計画</p> <p>□内灘町第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画</p> | | | | |
| 課題事象など | <p>【重点プロジェクト】 4 健康増進プロジェクト 医療福祉体制の強化、いきがい・健康づくり</p> | | | | |
| 達成目標・評価 | <p>(基本方針2について抜粋) 2-1 地域福祉 社会福祉協議会ボランティア 地域の福祉委員会の設立 2-1-3 高齢者福祉 65歳以上人口の要介護率 2-2-1 健康づくり 特定健康診査受診率 特定保健指導実施率 後期高齢者健診受診率 2-2-5 地域医療 病診連携・介護保険施設かかりつけ医制度の推進</p> | | | | |
| 目標達成のための事業 | <p>(高齢者福祉) - 地域包括ケアシステム - ひとり暮らし高齢者 - 介護予防に必要な知識 - 高齢者の生きがいづくり - 地域における高齢者(健康づくり) - 特定健康診査受診率 - 健康づくり意識の啓発 - 後期高齢者の健康診査 - 保健指導の実施 - 生活習慣病予防のための事業 </p> | | | | |
| <h2>内灘町の上位計画</h2> <p>第5次総合計画H28～R7 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 R2.3月策定 (総合計画・長期進行計画等)</p> | | | | | |
| 根拠法等 | <p>地方自治法2011改正 市町村基本構想の策定義務廃止 H26.11月制定 まち・ひと・しごと創生法第10条 H26.12月閣議決定 まち・ひと・しごと総合戦略市町村基本構想</p> | | | | |
| 基本的な考え方 | <p>【基本理念】 心豊かで、思いやりあふれるまち～ひとの輝き～ 安全・安心で、賑わいのあるまち～まちの輝き～ 緑と水に抱かれた、自然豊かで環境にやさしいまち～自然の輝き～</p> <p>【基本方針】 1 豊かな自然とともに、快適に暮らせるまちづくり 2 みんなで支え、安全で安心して健やかに暮らせるまちづくり 3 豊かな心と個性があふれ、みんなが輝くまちづくり 4 地域の魅力を活かし、活力と交流が生まれるまちづくり 5 絆を深め、みんなが活躍できるまちづくり </p> | | | | |
| 対象 | <p>町民</p> | | | | |